

# 教科体育における柔道授業の学習内容に関する研究動向

—— 2008年以降の文献を対象に ——

木浪龍太郎<sup>1)</sup> 松本隆太郎<sup>2)</sup> 根本 想<sup>3)</sup>

## Research Trends on the Learning Contents of Judo Classes:

A Review of the Literature since 2008

Ryutaro Kinami Ryutaro Matsumoto So Nemoto

The purpose of this study is to understand the research trends on the learning contents of judo in Japanese physical education classes by targeting the literature since 2008.

As a result, it was confirmed that there are two research trends in judo classes: the direction of how existing judo techniques and philosophies can be related to academic physical education, and the direction of re-examining existing judo techniques and philosophies from the viewpoint of the mechanism and structure of movement. Finally, the future challenges of these research trends are also discussed.

Key words: Judo, physical education classes, learning contents, research trends

キーワード：柔道，体育授業，学習内容，研究動向

### I 緒 言

2008年3月の学習指導要領改訂の告示により、日本の中学校の保健体育科において武道領域を必修とすることが示された。この結果、中学校の教科体育において武道領域の授業をどのように展開するかが、教科体育の関連団体にとって中心的課題として取り組まれてきた。とりわけ柔道に関しては、例えば、全日本柔道連盟（以下「全柔連」とする）が2008年度に「中学校武道必修化チーム」を立ち上げ、単元計画や授業案の事例を示すなど、柔道経験のない教員でも柔道の授業づくりをイメージしやすくするために各種資料の作成や

公開などが行われてきた。2012年度に中学校の武道必修化が完全実施されるに至り、全柔連による文部科学省の武道等推進事業の受託をはじめ、授業協力者養成のための講習会や資料の作成、公開なども継続的に行われてきた。また、内田（2010）による学校現場における柔道事故に関連する報告や2010年に設立された全国柔道事故被害者の会による安全な柔道指導を求める活動は、全柔連の安全な柔道指導の啓発運動を促すに至り、運動部活動中の安全に関する配慮や留意点について整理された資料が全柔連によって作成されている。このように、学校現場における柔道の指導については、体育授業場面に限定せずに幅広く捉えながら

1) 福岡大学

2) 育英大学

3) 育英短期大学現代コミュニケーション学科

も、安全な柔道指導の実現を目指した取り組みも行われてきた。

一方で、教科体育における柔道授業に関する研究成果についても、数々の知見が蓄積されている。例えば、全柔連の作成した『柔道授業づくり教本』を用いた授業の学習効果を学習者の学習意欲の観点から検討した興義（2012）の研究や、各学校種における学習者を対象に柔道授業の学習効果を検討した研究（山本ほか，2013；川内谷ほか，2016；江藤ほか，2018）のほか、藪根ら（2015）、丸山・久保田（2018）による柔道授業における教材・教具の開発に関する研究など、教科体育における柔道授業に関する研究はこれまでに多岐に渡って行われてきた。

しかし、こうした個々の研究成果の蓄積は確認されるものの、教科体育における柔道授業に関する研究上の課題ないし成果はどのようにまとめられるかという問いに対しては、未だ十分な答えが得られていないといえる。というのも、教科体育における柔道授業の研究動向を整理した文献や学術雑誌に掲載された総説論文は管見の限り見当たらない。上述の問いに対して、有山・山下（2015）や野津・杉山（2020）は先行研究の概観を示す中で教科体育における柔道授業の課題ないし成果を示唆している。有山・山下（2015）は尾崎（1995）、平間（2010）らによる安全な指導法に関する報告や、本村ら（2003）、伊藤ら（2004）、小澤（2012）による「形（型）」という教授法を授業内に応用した指導方法に関する研究のほか、柔道授業実施後の学習者が抱く柔道に対するイメージや学習意欲の変化とその要因に関する分析を行った生田（2003）、興儀（2012）による研究をあげている。これらの先行研究をあげながら、有山・山下（2015）は「柔道を「どのように教えるのか（how to）」という指導方法の改善に資することがアイストップとなっており、「体育として何を学ばせるのか（what）」という第一義的な命題に対する検討はなされていない」（有山・山下，2015，p.3）

として、2008年に告示された学習指導要領において所謂「型ベース」の学習が示されたことを踏まえて、柔道を通じて何を学び得るのかという学習構造の再検討の必要性を指摘している。野津・杉山（2020）も中学校における柔道授業に関する先行研究を概観する中で、有山・山下（2015）のほかに中学校の体育授業の柔道種目の学習内容を検討しているものは見られないと述べており、教科体育における柔道授業に関する研究の課題ないし成果を示唆しているといえよう。しかし、有山・山下（2015）と野津・杉山（2020）のいずれにおいても、直接の研究目的が教科体育における柔道授業の研究動向を把握することにないために、先行研究としてあげられた文献がどのような選定基準のもとにあげられているかが明確に示されていない。この点において、有山・山下（2015）や野津・杉山（2020）が指摘するような、学習内容について検討している研究成果がほとんど見られないという先行研究に対する見解に対しては、検討の余地が残されているといえよう。こうした状況から、2008年に学習指導要領の中で中学校の保健体育科における武道領域が必修となることが告示されて以降、日本の教科体育における柔道授業の学習内容に関する研究成果がどのような方向性のもとに蓄積されてきたかについては、未だ十分に把握されていないともいえよう。

近年、体育科教育学やスポーツ教育学の分野においては、特定のテーマに関する研究動向の把握を目的とする研究がいくつか散見され、そのいずれにおいても文献検索に用いたデータベースや検索キーワードの明示、検索結果の中から除外する文献の基準の提示といった手順をふまえて、研究動向を把握するために対象とする文献を選定している<sup>1</sup>。そのため、本研究においても、体育科教育学やスポーツ教育学における特定のテーマに関する研究動向を整理した研究を参考に、日本の教科体育における柔道授業の学習内容がどのように検討されてきたかを整理することを通じて、研究

表1 分析対象とした文献の一覧

著者名（発行年）	タイトル
野津・杉山（2020）	保健体育科の授業における「学習内容」の探究 ：柔道の技の仕組みを追究する授業実践を事例として
大辻・小田（2019）	現代柔道における武術性の意味：当身と学校体育をめぐって
堀米・神成（2017）	新学習指導要領における保健体育科教育：柔道指導の在り方
吉澤・宮腰（2016）	体育授業における武道（柔道）の在り方
有山ほか（2016）	「柔の原理定着尺度」の開発を通じた柔道の学習内容の提示
有山・山下（2015）	教科体育における柔道の学習内容とその学びの構造に関する検討
山本・中井（2012）	これからの体育科教育に求められる柔道についての一考察
野瀬ほか（2009）	武道必修化に伴う柔道指導法のあり方について（第1報） ：学習指導要領改訂と保健体育編改善の趣旨や内容を中心に

動向を把握することを試みる。

## II 本研究の目的と方法

本研究では、2008年の中学校における武道必修化以降、日本の教科体育における柔道授業の学習内容がどのように検討されてきたかを整理し、柔道授業の学習内容に関する研究の研究動向を把握することを目的とする。

具体的な手順として、文献データベース Cinii における検索機能を用いて文献の収集を行った。まず、検索対象とする文献を2008年以降に発行されたものに限定したうえで、検索ワードを「柔道&（体育 OR 授業）」と設定し、キーワードおよびタイトルに柔道と体育または柔道と授業という語がそれぞれ同時に含まれている文献を抽出した<sup>2</sup>。抽出された文献数は152件となり、そのうち、重複する文献や学会発表の抄録、本文が確認できないもの、授業実践の報告書を除外した。次に、除外して残った文献の内容を確認し、学習内容に関して検討を行っている研究とそれ以外とに大別した。後者の学習内容に関する検討以外の研究に関する文献については、中学生、高校生、大学生などといった学校種毎の学習者を対象に質問紙調査を中心に柔道授業の学習効果を検証する研究であったため、本研究の分析対象からは除外した。

その結果、7件の文献が示された。この7件の文献に、先行研究で言及されているが上記の検索結果として表示されなかった1件の文献を加えて、最終的に計8件の文献を本研究における分析対象とした。分析対象となった文献の一覧は表1のようにまとめられる。

## III 結果と考察

### 1 分析対象として抽出された研究の概要

柔道授業の学習指導内容に関する研究として、8件の文献が確認された。それぞれの研究内容を主に問題の所在と結論部分に着目して概要を整理すると、以下のようにまとめられる。

野瀬ほか（2009）は2008年に告示された学習指導要領の改訂内容において中学校の体育授業で武道領域が必修化されたことをうけ、学校現場において柔道授業をどのように展開すればよいのか不安を抱えている教師が少なからずいるとし、中学校の教科体育における柔道授業の学習内容および指導方法の在り方について検討を試みている。野瀬ほか（2009）は文部科学省の作成した『柔道指導の手引き』や中学校学習指導要領および解説保健体育編における投技に関する記述内容に着目し、その記述内容をもとに学年段階に応じた投技の学習順序のモデルを示している。また、柔道授

業において我が国固有の文化や伝統と関連付けて指導する内容としては、「道場の意味と座付・用具としての柔道衣の取扱い・礼法・座り方、立ち方などの立ち居振る舞い・気と間・形の意味や指導、見取り稽古など」（野瀬ほか，2009，p.32）があげられるとしている。このように、学習内容として投技の学習順序や我が国固有の文化や伝統と関連付けられる具体的な指導内容を野瀬ほか（2009）は提示しているが、投技の学習順序については技の難易度の基準をどのように設定するかを課題として示している。

山本・中井（2012）は生涯にわたって運動やスポーツを実践することが学習指導要領における目標として示されていることから、「『武道としての柔道』において『何が求められるか』を検討し、それを踏まえた上で指導を行っていくことが必要」（山本・中井，2012，p.11）と述べている。そのため、まず柔道の創始者である嘉納治五郎が提示した柔道の教育的価値や理念の内容を整理している。そして、教科体育において運動・スポーツ活動経験を通じてライフスキルの獲得を促すことが求められていることに言及し、柔道は相手との間合いが他の武道領域における種目の中でも比較的近い状態で技を施すという競技特性を有する観点から「柔道の学習を通じて、相手の力や動きを感じ取り、自分の気持ち等を表出するなど相手との相互の言語的・非言語的なコミュニケーションが生じることが考えられる」（山本・中井，2012，p.13）と指摘している。特に、柔道において他者との交流は自他共栄という理念とも通ずる点があることから、山本・中井（2012）は柔道授業がライフスキルを構成する要素の一つであるコミュニケーションスキルの獲得に影響を及ぼす可能性があることを示唆しており、コミュニケーションスキルの獲得と柔道授業の関係性について実証的に検討することを課題としてあげている。

有山・山下（2015）は教科体育として柔道授業を通じて何を教えるのかという問いをたて、体育

授業における柔道の学習内容を競技における文脈と区別して考える必要があるとし、体育授業における柔道の学習構造について再検討を試みている。有山・山下（2015）は古流武術の動きや戦術についてしばしば言及される「柔」という概念に着目し、「『柔』に象徴される戦術原理を『充実した力同士の衝突を避けることを旨として、臨機応変自在な変化をする』ことと整理し、これを柔の基本原理と命名した」（有山・山下，2015，p.14）。そして、技能学習を通して柔の基本原理を発見することを体育授業における柔道の学習構造として有山・山下（2015）は提示している。有山・山下（2015）はこの学習構造を発見型柔道学習と命名し、柔の基本原理を発見する学習を中心とすることで、知識や思考・判断、技能、態度に関する各学習の意味内容を連関させることができるとしている。また、ここで命名された柔の基本原理は有山ほか（2016）において「柔の原理」という名称に置き換えられ、「柔の原理」の定着度合を測定する尺度の開発を通じて、「柔の原理」が柔道授業における運動学習を通じた学習内容の中核となりうるかが検討されている。

吉澤・宮腰（2016）は2008年の中学校学習指導要領において武道が必修となったことから、武道領域において何を、どのように指導するかを検討する必要があるとし、特に柔道に対する安全面についての危惧が指摘されている状況から柔道指導の課題について考察を試みている。その結果、頭部や頸部の保護のために必要な受け身という技術を学習することについて、柔道を指導する側に「身体接触がある危険の伴う教材だからこそ、安全な対処の仕方を身に付けさせるための指導が出来るという発想が必要」（吉澤・宮腰，2016，p.122）と述べている。また、吉澤・宮腰（2016）は、安全面に配慮するという点を学習者自身も理解できる要素が柔道の指導には含まれていることに留意して指導する必要性についても言及している。



堀米・神成（2017）は2017年に告示された中学校学習指導要領の改訂の方向性を整理し、その方向性をもとに教科体育における柔道指導の在り方について検討している。堀米・神成（2017）は安全面への配慮という柔道指導においてこれまでに指摘されてきた内容は踏まえつつ、学習者の体格や技能水準に応じて編成された個別の学習集団による対人技能練習を「技の定着の程度や行い方などの把握や相互評価の機会としても重要」（堀米・神成，2017，p.106）と指摘している。

大辻・小田（2019）は柔道競技選手が古流武術修行者と比べて「柔の原理」の定着が確認されず、いわゆる柔能く剛を制すという動きの形骸化が示唆されたという有山ほか（2016）の指摘から、柔道に武術性が欠如しているとして、安全面を考慮しながら競技化が促進され今日に至っている柔道において武術性にどのような意味を見出せるか、また、柔道における武術性<sup>3</sup>が学校体育にどのように導入できるかを当身技のこれまでの取り扱い方に焦点を当てながら検討している。剣道の礼法が明治期以降、その形式の変容に歩兵訓練の影響を受けていることや、柔道の礼法も時代に沿って変容が見られることから、武道の礼法から伝統と文化を学び取る事ができるという安易な見解には慎重な対応が求められることがこれまでも示唆される中<sup>4</sup>、大辻・小田（2019）は当身技を形という動きの取り決められた練習方法を通じて学ぶという柔道における当身技の取り扱い方は、武術性を安全に学ぶことにつながり、伝統と文化を運動学習から学ぶ事ができる可能性を示唆している。

野津・杉山（2020）は教科体育において授業設計をする際にある運動種目のどのような部分を、何のために教えるのかが把握されなければならないにも関わらず、何を学ばせるのかという学習内容の検討が希薄なままに現実の多くの授業実践がなされている状況を問題視している。そのため、各領域の学習内容をそれぞれ検討する必要がある

とし、試みとして武道領域における柔道の学習内容を対象として取り上げている。その際に、教科体育における学習内容の捉え方に関する先行研究を概観し、その方向性をふまえて柔道の学習内容の検討を試みている。その結果として、まず教科体育における学習内容を捉える際の方向性として、どの運動領域であっても共通する学習内容は「運動に関する概念（この技術や動きはどのようなことなのだろう）や運動に関する原理原則（この技術や動きはどうなっているのだろう）」（野津・杉山，2020，p.140）と捉えている。そして、柔道授業の学習内容についての先行研究も概観した際に、有山・山下（2015）のように運動学習を中核とした教科体育における柔道授業の学習構造が知見として提示されていることに言及し、実際に中学校保健体育科の教員が柔道の授業計画を立案する際に柔道授業における運動の仕組みをどのように取り入れていたかに着目し、先行研究で示された知見を事例的に検証している。

## 2 分析対象として抽出された研究において示された成果と方法に対する考察

上述のように、分析対象として抽出された文献における研究内容の概要を整理したとき、柔道授業の学習内容に関して検討している研究は、どのように柔道を指導するかという点から何を教えることができるかについて検討している野瀬ほか（2009）、山本・中井（2012）、吉澤・宮腰（2016）の研究のほか、運動学習の構造という観点に基づき柔道授業の学習内容を検討している有山・山下（2015）、有山ほか（2016）、野津・杉山（2020）の研究というように捉えることができる。

柔道授業における指導をどのように行うべきかという問いから学習内容についても言及している野瀬ほか（2009）、山本・中井（2012）、吉澤・宮腰（2016）は、柔道にまつわる技術や理念をもとに柔道授業における学習内容を捉えようと試みている。例えば、投技や礼法といった身体技法や柔

道衣や柔道場といった用具類の取り扱いを学習内容として捉えられることを提示した野瀬ほか(2009)や受け身の学習が単に柔道の技術の一つを学ぶことに留まらない意義を有していることを示した吉澤・宮腰(2016)のほか、自他共栄という柔道における理念との関連から柔道の学習内容の方向性を見出した山本・中井(2012)が学習内容としてそれぞれ提示している。これらの研究においては、学習指導要領における記述内容や『柔道指導の手引き』といった文部科学省の発行する資料を用いながら、教科体育における柔道という枠組みに沿って検討している。そのため、山本・中井(2012)のようにライフスキルの獲得といったような教科体育における各運動領域に共通する要素から柔道の学習内容を検討しているものもあるが、基本的には柔道という種目の中で培われてきた既存の技術や理念から学習内容を検討していることが確認できる。

これに対して、有山・山下(2015)や有山ほか(2016)、野津・杉山(2020)は、教科体育における教材としての捉え方を参照し、運動の仕組みや構造といった観点から学習内容を検討し、柔道の運動技術の中に含まれている武道としての要素を捉えている。有山・山下(2015)の場合、柔術における技術解説に関する文献や嘉納治五郎の言説資料を参照しながら、柔道の運動技術の中に含まれている武道としての要素を柔の基本原則と捉え、武道領域において示されている我が国固有の文化や伝統を伝えるための学習内容としても、単なる礼法等を教え込むことに陥ることなく、運動学習の中で学習した内容が文化や伝統等を考えるきっかけとなることを可能にしている。

このように、柔道授業における学習内容に関する研究では、文献資料をもとにしながら考察をするという点は共通している。しかし、学習内容を検討する際には、柔道における既存の技術や理念がどのように学習指導要領の中で示された内容と関連付けられるかが、特に指導方法の在り方を論

じる際の考え方であったことが読み取れる。一方、運動の仕組みや構造から学習内容を検討することで既存の柔道の技術や理念そのものに含まれる武道としての要素を再検討する考え方も確認できる。このように、柔道授業における学習内容に関する研究については、方法論上の共通点と相違点がそれぞれ見受けられるといえよう。これらの方法論上の共通点と相違点は、両者ともに学習指導要領の記述や教科体育における学習内容に関する先行研究の枠組みに沿って検討されていることから、どちらか一方が正しいというよりも、柔道授業における学習内容についての研究動向であると捉えられるだろう。また、2つの研究動向に対する課題についても考察すると、堀米・神成(2017)と大辻・小田(2019)の指摘は示唆的である。まず、指導方法の在り方を論じる中で学習内容について言及してきた研究に関しては、堀米・神成(2017)が示すように個別の学習集団による対人技能練習をどのように取り入れるかについての検討が、2017年に告示された学習指導要領において示される資質・能力との関連性からもより必要となることが考えられる。また、大辻・小田(2019)が柔道における当身技を学習内容として含められるか検討している点は、有山・山下(2015)の提示した柔道授業における学習構造を武術性という観点から再度検討できる可能性が示唆されている。つまり、本研究で分析対象となった文献をもとに把握した研究動向からは、以上のような観点からの検討や考察が今後必要となるといえよう。

#### IV 本研究のまとめ

本研究では、2008年以降の文献を対象に、日本の教科体育における柔道授業の学習内容がどのように検討されてきたかを整理し、柔道授業の学習内容に関する研究の研究動向を把握することを目的とした。そのため、分析対象となる文献を選定し、内容を精査した。その結果、指導方法の在

り方を論じる中で既存の柔道の技術や理念がどのように教科体育として関連付けられるかという方向性と既存の柔道の技術や理念を運動の仕組みや構造という観点から再検討する方向性が、柔道授業における学習内容に関する研究の動向として確認できた。また、それぞれの研究動向に対する検討課題も確認できたために、今後は実際の柔道授業においてこれらの研究動向がどのように反映されているかを調査することも必要であると考え

#### 注

- 1 本研究では、大友ほか（2002）、四方田ほか（2015）、岡田・根本（2019）、東海林・根本（2021）を参考にした。いずれの研究においても、文献の収集方法や選定基準が明記されている。
- 2 検索の際に、「柔道 AND 学習内容」とキーワードを設定し検索した結果、4件の文献のみが表示された。この4件の文献は、本文中の検索結果においても含まれ、また学習内容に関する研究動向を把握するうえでの文献対象をより広く検索できることから、本研究では柔道と体育または柔道と授業という語がそれぞれ同時に含まれている文献を対象として、キーワードを設定した。
- 3 大辻・小田（2019）は武術性を「柔の理を含む体の運用、力のはたらき、技の妙味などの原理」（大辻・小田，2019，p.71）と定義している。
- 4 この点については、中村（2010，2011）が武道における所作を伝統と文化という観点へ関連付けることに対して検討している。

#### 引用・参考文献

- 有山篤利・島本好平・中西純司（2016）「柔の原理定着尺度」の開発を通じた柔道の学習内容の提示。体育学研究。61(2)：421-433。
- 有山篤利・山下秋二（2015）教科体育における柔道の学習内容とその学びの構造に関する検討。体育科教育学研究。31(1)：1-16。
- 江藤真生子・天久功一・上里吉輝・石嶺ゆり（2018）グループ学習による高校柔道授業の効果の検討。琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要。25：25-34。
- 平間哲雄（2010）体育授業における柔道の事故防止対策とその成果について。仙台高等専門学校研究紀要。46：69-76。
- 堀米孝尚・神成真一（2017）新学習指導要領における保健体育科教育：柔道指導の在り方。武蔵野教育学論集。3：97-106。
- 伊藤三洋・石倉忠夫・杉江修治（2004）柔道授業への「自他共栄協同学習の形」導入の効果。中京大学教養論叢。44(4)：1049-1057。
- 川内谷一志・佐野博昭・枝元香菜子・岡村さやか・射手矢岬（2016）工業高等専門学校における柔道授業の成果と課題。大分工業高等専門学校紀要。53：21-27。
- 丸山照晶・久保田浩史（2018）柔道授業における「じゃんけん柔道」の開発。武道学研究。51(2)：125-134。
- 本村清人編（2003）新しい柔道の授業づくり。大修館書店。pp.92-140。
- 中村民雄（2010）中学校武道必修化について：我が国固有の伝統と文化をどう伝えるか。武道学研究。42(3)：1-9。
- 中村民雄（2011）中学校武道必修化について：武道の礼法。武道学研究。43(2)：1-11。
- 野津一浩・杉山慎一郎（2020）保健体育科の授業における「学習内容」の探究：柔道の技の仕組みを追究する授業実践を事例として。静岡大学教育実践総合センター紀要。30：137-146。
- 野瀬清喜・田中一郎・野瀬英豪（2009）武道必修化に伴う柔道指導法のあり方について（第1報）：学習指導要領改訂と保健体育編改善の趣旨や内容を中心に。埼玉大学紀要教育学部。58(2)：17-34。
- 岡田悠佑・根本 想（2019）英文学術誌掲載論文における「オリンピック教育」に関する研究動向：2008-2017年の10年間を対象として。スポーツ教育学研究。38(2)：21-33。
- 大友 智・吉野 聡・高橋健夫・岡出美則・深見英一郎・細越淳二（2002）米国における質的体育授業研究の「目的」及び「方法」の特徴：JTPE誌の研究例の分析から。スポーツ教育学研究。22(2)：93-113。
- 大辻新恭・小田伸午（2019）現代柔道における武術性の意味：当身と学校体育をめぐって。人間健康研究科論集。2：59-73。
- 尾崎眞行（1995）体育授業における柔道の安全な指導法についての一考察：指導教師の実践内容から。阿南工業高等専門学校紀要。31：113-123。
- 小澤雄二・石橋剛士・坂本道人・大川康隆・中原 一・

- 北井和利 (2012) 中学校柔道授業における「形」構築の試み. 武道学研究, 45(1): 47-55.
- 東海林沙貴・根本 想 (2021) 小学校の特別支援学級における体育的活動の成果に関する研究: これまでの実践のレビューを通じた検討. 育英短期大学研究紀要, 38: 87-91.
- 内田 良 (2010) 柔道事故一: 武道の必修化は何をもたらすのか (学校安全の死角 (4)). 愛知教育大学研究報告 (教育科学編), 59: 131-141.
- 藪根敏和・有山篤利・藤野貴之・中嶋啓之 (2015) 発見型柔道授業プログラムを構成する新受身プログラムの有効性の検証. 京都教育大学紀要, 126: 25-36.
- 山本浩二・中井聖 (2012) これからの体育科教育に求められる柔道についての一考察. 近畿医療福祉大学紀要, 13(2): 9-16.
- 山本浩二・島本好平・永木耕介 (2013) 中学校柔道授業の検討: 柔道の技術習得とコミュニケーションに着目して. 武道学研究, 45(3): 181-195.
- 與儀幸朝 (2012) 柔道授業づくり教本を用いた体育授業が学習意欲に及ぼす影響. 武道学研究, 45(2): 135-142.
- 吉澤正伸・宮腰三幸 (2016) 体育授業における武道 (柔道) の在り方. 北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要, 7: 109-123.
- 四方田健二・須甲理生・岡出美則 (2015) 英文学術誌掲載論文における体育科教師教育研究の研究方法の動向: 2002年-2011年の10年間を対象として. 体育学研究, 60(1): 283-301.

(2022年1月25日受理)